

制定の目的

過去災害の経験・教訓を風化させず次の世代にも継承していくとともに、新たな知見や近年激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、防災の基本理念や県民、市町村、防災関係機関、事業者等の役割を明確に規定することで、相互に連携して自助・共助・公助を推進し、自然災害に強い県づくりの実現を図る。

制定に当たっての基本的な考え方

東日本大震災の教訓

ハード・ソフトの様々な対策による被害の最小化
→行政の防災施策・体制の強化

令和元年東日本台風の検証

迅速な避難行動（マイ避難）、水害死者ゼロを目指す社会の構築
→自助・共助の意識向上

地震津波想定調査の知見

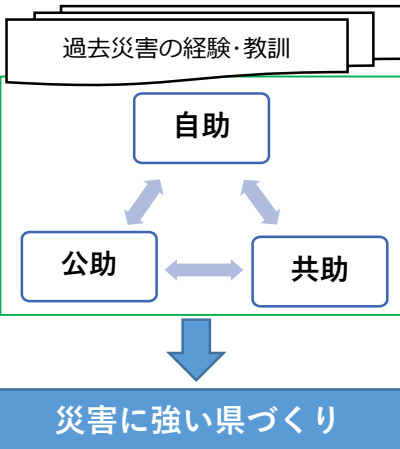
建物耐震化の促進や津波に対する避難意識向上による被害軽減
→県民自ら地震への備え

過去に知り得た教訓や提言、事例で新たな防災文に知過
化取見去
りをの
組踏教
むま訓
ことえや
を全言
を条本
例体
で新
防た
明災な

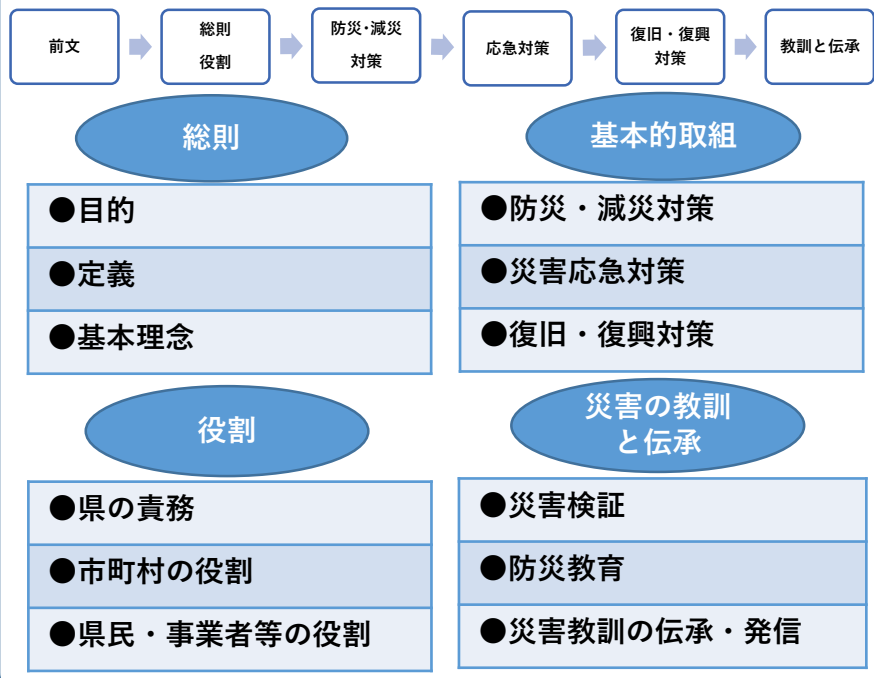
条例の概要

条例の基本理念

これまでの災害教訓をもとに、自助、共助、公助を担う多様な主体が協働し地域が一体となった防災・減災の実現



条例の構成イメージ



【制定スケジュール（想定）】

R5. 12	1 2月県議会で条例制定を表明
R6. 3	県防災会議（情報提供） 第1回検討委員会
5	第2回検討委員会
7	第3回検討委員会
9	第4回検討委員会
11	県防災会議（条例案文の審議）
12	パブリックコメント
R7. 2	2月県議会で条例提案
3	県防災会議（県地域防災計画に反映）
4	条例施行